

各制度の概要（日常生活用具給付等事業）

介護保険

要支援 1・2、要介護 1～5 の方 福祉用具貸与・購入、住宅改修

市の施策

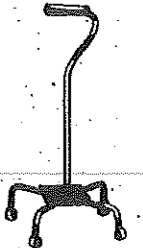
高齢者福祉サービス

高齢者日常生活用具等給付サービス ※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

【対象者】 65 歳以上の方で介護保険認定で非該当と認定され、用具等の給付が必要と認められる方

【内容】 日常生活に必要な歩行支援用具等を給付します。

【利用者負担額】 下表の区分に応じた利用者負担があります。
※生活保護受給者等は除きます。



用具の種類	給付限度額	自己負担
歩行補助杖	(通算) 100,000 円	給付限度額（実所要額が下回る場合はその額）の 1 割 ※給付限度額を超える額については自己負担。
入浴補助用具		
スロープ		
歩行器		
手すり		

福祉用具をかりる

ふくし ようぐ たいよ
福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

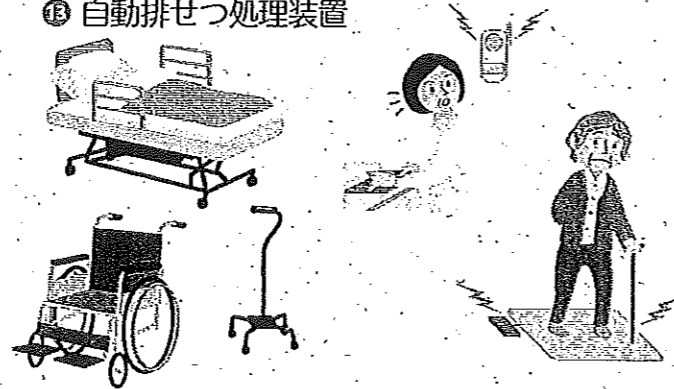
次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～③のみ利用できます。

④は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

- ① 手すり(工事をともなわないもの)
- ② スロープ(工事をともなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)

- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置



福祉用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。

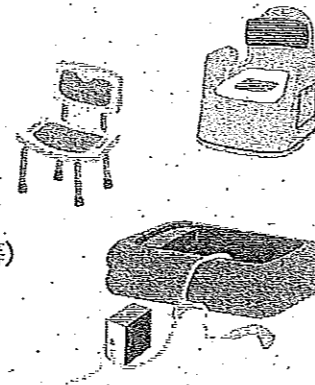
福祉用具を買う

とく てい ふくし ようぐ こうにゅう
特定福祉用具購入 (介護予防福祉用具購入)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんので、ご注意ください。

支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
- 入浴補助用具(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



利用限度額/年間10万円まで(毎年4月から1年間)

※1回の購入で10万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。